

「住民の負託にこたえ、活力ある地方議会を目指す全国大会」 大会決議

地方議会は、住民福祉の向上や地域社会の発展、新型コロナウイルス感染症対策など直面する様々な課題の解決に向け、地方公共団体の意思決定を行うなど、精力的に活動している。今後さらに、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて活発な審議を行うことが期待されている。

一方で、地方議会は、性別や年齢構成の偏り、小規模な市町村を中心とした議員のなり手不足の深刻化、低投票率などに見られる議会への関心の低下などの課題にも直面している。

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は、「議会を置く」としか規定されていない地方自治法について、令和5年の統一地方選挙までに、地方公共団体の意思決定を行う議会の位置付けや議員の職務等を明文化すること、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備を行うことなどを強く国に要請してきた。

これを受けて、第33次地方制度調査会では、「地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方」について審議が行われている。

地方公共団体の意思決定を行う地方議会は、女性や若者など多様な議員で構成されるとともに、デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を議会審議に反映し、議会からも住民に発信していくことで、より活力ある議会となるよう取り組んでいかなければならない。

こうした状況を踏まえ、活力ある地方議会を創り、地方公共団体が直面する様々な課題の解決に向け、その役割を一層果たしていくため、必要な地方自治法改正等を早急に実現するよう強く求める。

- 一、 地方議会の位置付け、議員の職務等について、次の3点を地方自治法に明文化すること。
 - 地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること。
 - 地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと。
 - 地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと。
- 一、 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 一、 災害等により議会の招集日に議員の応招が困難となった場合、招集日の変更を可能とすることを法律上明確にすること。
- 一、 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 一、 小規模議会の議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 一、 住民から議会へ提出される請願書や議会から国会等へ提出する意見書が電子的に提出できるなど、議会のデジタル化を促進するための必要な法改正を行うこと。
- 一、 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

令和4年11月11日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会